

今後の建退共制度について(案)

令和2年11月

建設業退職金共済事業本部

建設業退職金共済制度について

1 基本的な仕組み

- 建設業の中小企業事業主が、雇用日数に応じて証紙を退職金共済手帳に貼付（金融機関を通じて証紙を購入）。
- 建設技能労働者が現場を移動し、事業主を変えても、先々で共済証紙を貼ってもらえれば、建設業で働いた日数は全部通算。
- 勤労者退職金共済機構が、拠出された掛金を管理・運用。
- 労働者が建設業界で働くことをやめたときに、労働者の請求により、機構から労働者に対して退職金を支払。

2 概要と実績

- 掛金額 日額 310 円（月額換算 6,510 円（×21 日））
- 予定運用利回り 3.0%（平成 28 年 4 月 1 日以降）
- 加入事業所数 約 17 万 2 千所（令和元年度末）
- 加入労働者数 約 217 万人（令和元年度末）
- 退職金支給総額 約 513 億円（令和元年度）
- 労働者一人当たりの平均退職金支給額 約 90.3 万円（令和元年度）

3 公共工事関係

- (1) 公共工事の工事費の中に、建退共の掛金相当額が現場管理費の一部として積算されている。
- (2) 公共工事においては、工事契約締結後 1 ヶ月以内に、証紙購入の際に発行される掛金収納書を発注者に提出することが求められている。
- (3) 証紙の購入については、受注者が建設現場ごとに建退共制度の対象労働者及び就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとされている。的確な把握が困難な場合における参考値として、勤労者退職金共済機構は、「共済証紙購入の考え方について」を示している。
- (4) 公共工事においては、元請が工事代金の中に含まれる掛金相当額でまとめて証紙を購入し、その証紙の現物を下請の就労日数に応じてそれぞれの下請に交付するいわゆる「共済証紙現物交付方式」が採用されている。

建退共制度の課題と対応（案）

従来の建退共制度の課題		最近の取組
<p>(1) 掛金納付について、証紙貼付方式を採用。証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実に困るうえで障害となっている。</p>	⇒	<p>(1) 中小企業退職金共済法が改正（令和元年5月公布、令和2年10月1日施行）され、証紙貼付方式に加え、電子申請方式が可能となった。</p>
<p>(2) 建退共制度の証紙を請求するために下請が元請に提出する就労実績報告に係る書類は、元請ごとに異なっている。下請から元請に対する証紙の請求と元請から下請に対する証紙の交付が円滑に行われていない現場もある。</p>	⇒	<p>(2) 元請・下請間の就労状況報告の統一様式となる「就労実績報告作成ツール」を作成し、令和元年7月に公表した。</p>
<p>(3) 公共工事の現場で、一部には、発注者も含めた下請に対する建退共制度への加入指導が十分でない場合がある。発注者による指導が十分には行われていない公共工事において、下請が辞退届を提出して、共済契約者である下請に証紙が交付されないケースが発生している。</p> <p>(4) 証紙がインターネットや金券ショップで販売されている例がある。インターネットや金券ショップで販売された証紙から、偽造証紙が見つかっている。</p>	⇒	<p>(3) 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年12月国土交通省土地・建設産業局長通知）において、「元請負人が下請負人に対して、本来交付すべき証紙の辞退を不適切に求めるようなことがないよう周知徹底すること」と明記された。</p> <p>(4) 独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款において、証紙の共済契約者以外の者に対する譲渡禁止を明記（令和2年10月1日施行）。</p>
<p>(5) 民間工事では、元請が証紙を購入して下請に交付するケースは少なく、民間工事における建退共制度の活用は進んでいない。</p>	⇒	<p>(5) 民間工事における建退共制度及び建設キャリアアップシステムの普及を促進するため、主として公共工事で用いられている現場標識とは別に、CCUS適用民間工事向けの現場標識を設けた（令和2年7月）。</p>
<p>(6) 金利の低下に伴う運用収入の減少等により、平成30年度には93億円の損失・令和元年度には214億円の損失が発生した。</p>	⇒	<p>(6) 労働政策審議会の部会において、予定運用利回りを1.3%に引き下げ、掛金日額を320円に引き上げることとし、令和3年10月を目途に実施することについて取りまとめられた（令和2年8月26日）。</p>

電子申請方式等当面の日程（案）

10月1日 改正中小企業退職金共済法（電子申請方式の追加）の施行

○機構の対応：試行的実施に関する操作マニュアル（案）の公表

コールセンターの設置

機構HPでの情報提供の開始

○試行的実施参加企業の対応：就労実績報告ツールを活用した就労実績の把握

10月中旬以降 試行的実施参加企業に対する説明会の開催（Web会議を3回程度開催、CCUSも説明者として同席）

11月2日 電子申請システムの稼働

○ペイジー収納サービスを使用した掛金納付の開始

○電子申請による就労実績報告の受付開始

○被共済者一覧表（就労実績報告作成ツールに記入された被共済者番号及び被共済者名）の機構による事前チェックの開始

12月1日 建退共とCCUSのデータ連携の開始

令和3年3月1日 電子申請方式の受付開始（全面的・本格的実施分）

令和3年3月中 電子申請方式の全面的・本格的実施

（注1）金融機関による次の業務に関しては、順次、取扱金融機関を拡大予定。

- ① ペイジー収納サービスを使用した掛金納付
- ② 口座振替による掛金納付
- ③ 証紙の退職金ポイント交換

（注2）試行的実施参加企業は、1回に限り、証紙を機構に提出して退職金ポイントに交換することができるものとする。

（注3）CCUSとのデータ連携に関しては、11月以降、登録されている被共済者名及び被共済者番号のチェック、施工体制の登録の支援、データ連携の共済契約者によるテスト等を実施する。

公共工事における建退共制度の履行確保について（案）

1 電子申請方式の推進

- (1) 電子申請方式は、掛金の納付状況が共済契約者及び労働者ごとに毎月正確に把握できるため、掛金の納付実態が透明化され、適正な掛金納付の推進に寄与するものであることから、電子申請方式の普及及び利用促進を図る。
- (2) 元請又は一次下請が、CCUSのデータを活用して就労実績報告に関する事務手続を行うことができるようにするため、就労実績報告作成ツールの様式5号（日別報告様式）に入力する者について、下請のみではなく、元請又は一次下請も可能とする。

2 建退共対象労働者の的確な把握と対象労働者に対する確実な掛金充当の推進

共済契約者が建退共対象労働者数を的確に把握するため、従来実務上使用される例のあった「辞退届」に代わるものとして、機構が「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」の様式を定める。

3 履行確認の強化等

- (1) 受注者は、掛金収納書の提出用台紙（新設）に当該工事における共済証紙購入の考え方を記載し、発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、工事完成後、労働者延べ就業日数、建退共の掛金充当日数等を示す「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」（新設）を発注者に提示するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成後1年間、次の①、②及び③の資料を事務所に備え付けるものとする。資料の事務所への備え付けは、電磁的記録をもって行うことができるものとする。
 - ① 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表
 - ② 建退共の掛金充当状況を示す資料
 - イ 電子申請方式の場合：機構が発行する掛金充当書
 - ロ 証紙貼付方式の場合：工事別共済証紙受払簿（新設）並びに建退共制度に係る被共済者就労状況報告書及び建設業退職金共済証紙貼付状況報告書
 - ③ 労働者の就労状況を示す資料
作業員名簿（CCUSを活用すれば、作業員名簿は容易に作成できる）

4 実施時期

履行確認の強化等については、令和3年4月以降に発注される公共工事から実施する。なお、工事別共済証紙受払簿（新設）については、令和3年度内においては、受注者の準備が整い次第実施する。

(案)

年 月 日

(元請事業者)

様

下請事業者

印

建設業退職金共済制度加入労働者数報告書

[工事名: _____]

いずれか該当する□にレ点をつけてください。

1. 建退共制度に加入している
2. 建退共制度に加入していない (就労予定労働者数 _____ 人)

以下のとおり、建退共制度の対象労働者数等を報告します。

※「 2. 建退共制度に加入していない」に該当した場合は、「共済契約者番号」は「-」、「うち、被共済者数②」は「0人」とし、これ以外の項目は記載してください。

(単位:人)

共済契約者番号	事業所名	就労予定労働者数①	うち、被共済者数②	被共済者以外(①—②)

(被共済者以外(①—②)の内訳)

企業の役員	中退共、商工会など他の退職金制度に加入	自社の退職金制度のみを適用	その他(具体的に)

- 注1) 自社の退職金制度と建退共制度を両方適用している場合は、被共済者に該当しますので、「うち、被共済者数②」にその人数を記載してください。
- 注2) 「中退共、商工会など他の退職金制度に加入」の場合は、加入証明書や契約書の写しなど、加入していることが分かる資料をつけてください。
- 注3) 「自社の退職金制度のみを適用」の場合は、就業規則、退職金規程の写しなど、適用していることが分かる資料をつけてください。
- 注4) 工事種別、工法等により「就労予定労働者数①」が著しく少ない場合は、その理由の分かる資料をつけてください。

発注者 般

工 事 名

建設キャリアアτζシステム現場 ID

総工事費

円

受注者(元請)

住 所

名 称

印

共済契約者番号

建設キャリアアτζシステム事業者 ID

共済証紙購入金額

円

掛金収納書提出用台紙

様 式
(取扱店→契約者)

掛金収納書
(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者氏名
(法人または事業主名)

電 話 番 号

発注者番号									
契約者番号									

発 股

証紙枚数	1日券	10日券	枚1枚当たりの販売額	円	金額	円	金額	円	合計金額	円
			販売額	円						

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印

元請契約の工事番号および工事名

契約者記入欄

公共 民間 その他

※ 公共工事をご請求された場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

取扱金融機関名・日付印

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する に✓をチェックして下さい)

1. 発注者の指示のとおり

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 × 販売価格 = 円

人日 × 円 = 円

3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 × 購入率 × ※加入率 = 円

円 × 1,000 × 70 % = 円

※対象工事における労働者の建退共制度加入率

4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)

建設キャリアアτζシステム登録情報

本工事を施工する下請負人を含めた建設キャリアアτζシステム登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアτζシステムへの登録の有無 (有・無)

掛金収納書(電子申請方式)

(共済契約者が発注者へ)

共済契約者番号																		
共済契約者名 (法人または事業主氏名)																		
JVの場合は 共同企業体名																		

掛金収納書番号																		
(お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)																		

収納年月日	
-------	--

退職金ポイント購入額		
単価	購入日数	購入額
310円 (中小企業用)	日	円
310円 (大手企業用)	日	円
合計	日	円

工事情報		発注者名
工事の区分	公共	
	民間	
	その他	
		元請契約の工事番号および工事名
		円
		当該工事の退職金ポイント購入の考え方

総工事費	円
当該工事の退職金ポイント購入の考え方	

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
税務処理には使用できません。
 また、この掛金収納書は再発行できませんので大切に保管してください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

本工事を施工する下請負人を含めた 建設キャリアアップシステムへの登録の有無	(有)	(無)												
元請負人の建設キャリア アップシステム事業者ID														
本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無	(有)	(無)												
本現場の建設キャリア アップシステム現場ID														

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年 月 日

発注者

殿

受注者

住所

名称 _____ 印

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者 ID _____

工事名 _____

工事コード _____

建設キャリアアップシステム現場 ID _____

工事期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就業日数

_____ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む)

_____ 所

本工事に従事した労働者数

_____ 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就業日数(掛金充当日数)

_____ 人日

採用した方式

電子申請方式 証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む)

_____ 所

・対象労働者数

_____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

・建設キャリアアップシステムによる就業履歴数

_____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数

_____ 所

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数

_____ 人

掛金充当書 (工事別)

共済契約者

殿

年 月 日

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム
事業者ID

工事名

工事コード

建設キャリアアップシステム
現場ID

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

電子印鑑

貴社の工事勘定 () から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

期間 (西暦年月)	充当日数	充当金額

■ 内訳

No.	共済契約者番号	共済契約者名	被共済者数	単価	日数	充当金額 (円)	CCUS
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
計							

※ 建設キャリアアップシステム登録事業者は、CCUS欄に「○」印を記載

工 事 別 共 済 証 紙 受 払 簿

発 注 者 名 _____
 工 事 コ ー ド _____
 工 事 名 _____
 建設キャリアアップシステム
 現 場 I D _____

共済契約者名				工 事 期 間			◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、工事毎に合計を出して整理して下さい。			
①共済契約成立年月日 (S・H・R) _____年 ____月 ____日				____年 ____月 ____日			◎ 共済手帳に250日(掛金助成手帳は200日)分の証紙を貼り、手帳の更新をすませた時にはこの受払簿にも記帳して下さい。			
②共済契約者番号 _____										
③建設キャリアアップシステム事業者ID _____										
受入・払出 年月日	受 入			払 出			残 高 (A)-(B)	払出欄の貼付の内訳		備 考
	購 入	元請から受入	計 (A)	貼 付	下請へ交付	計 (B)		貼付人員	就 労 月	
前期(前頁)繰越 年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
年 月 日	金融機関名	日分	元請名	日分	日分	下請名	日分	日分	人	年 月分
			日分			日分				
工事期間内の合計		日分	日分	日分		日分	日分	日分	人	
		円	円	円		円	円	円		

共 済 証 紙 受 払 簿

共済契約者名	⑬決算日 年 月 日	◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理して下さい。 ◎ 共済手帳に250日(掛金助成手帳は200日)分の証紙を貼り、手帳の更新をすませた時にはこの受払簿にも記帳して下さい。
①共済契約成立年月日(S・H・R) 年 月 日	決算期間 年 月 日	
②共済契約者番号	~ 年 月 日	

受入・払出 年月日	受 入			払 出			残 高 (A)-(B)	払出欄の貼付の内訳		更新年月日 手帳更新数	備考
	購 入	元請から受入	計 (A)	貼 付	下請へ交付	計 (B)		貼付人員	就 労 月		
前期(前頁)繰越 年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
年 月 日	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	人	年 月分	年 月 日 () 冊	
決算期間内の の 合 計	⑥	円	⑦	円	⑧	円	次頁へ (次年度へ) 転記	④決算日の 被共済者数 人	建 退 共 確 認 印	⑤決算期間内 の手帳更新数 冊	



建退共・CCUS適用民間工事



建設キャリアアップシステム(CCUS)の就業履歴に応じて、
元請が将来の退職金のための建退共掛金を支払います。

工 事 名

発 注 者 名

事 業 所 名

契 約 者 番 号

労働者の方へ

雇用主が建退共に参加している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
CCUS カードタッチを忘れずにしましょう。

事業主の方へ

退職金制度の適用を受けられますので、建退共に未加入の下請事業主は加入しましょう。
退職金共済手帳の更新手続きを忘れずにいきましょう。
建退共と建設キャリアアップシステムにどちらも加入すると、事務処理の合理化が図れます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル20階 ☎03(6731)2831

一般財団法人

建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
お問い合わせセンター ☎03(6386)3725

(見直し後)

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、退職金を受け取ることができます。

工事名

発注者名

元請事業所名

契約者番号

労働者の方へ

退職金は、掛金納付月数が12月（21日分を1か月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、本人へ直接支給されます。

雇用主が建退共に参加しているか調べることができます。

事業主の方へ

退職金制度の適用を受けられますので、建退共に未加入の下請事業主は加入しましょう。

共济証紙貼付方式以外に電子申請方式も利用できます。退職金共济手帳の更新手続きを忘れずに。

建退共



建退共ホームページで加入事業所検索をクリック
左上の元請事業所ではなく、雇用主を検索してください



独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ☎ 03(6731)2831

(現行)

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。

建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。

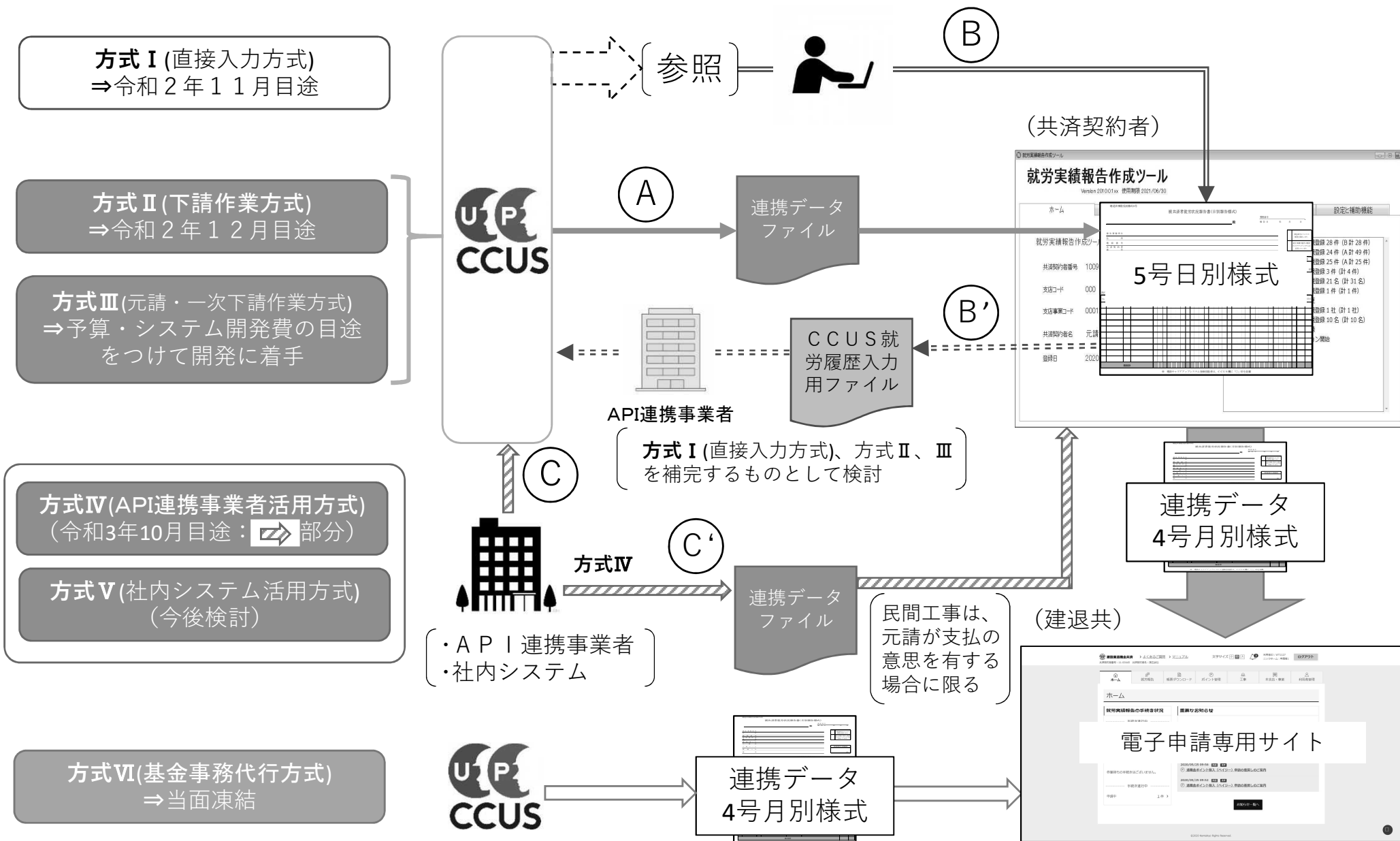
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共事業本部

電話 03(6731)2830

建退共とCCUSのデータ連携について（案）



被共済者（労働者）が掛金充当状況を把握するための措置（案）

1 被共済者に対する通知

(1) 被共済者の住所にあてた機構からの通知〔②、③は新規〕

- ① 加入時
- ② 退職金受給資格が発生する掛金納付月数 12 月到達時、掛金納付月数 60 月（5 年）ごと到達時
⇒ 累積掛金納付日数を記載
- ③ 最初に電子申請による掛金が充当されたとき

(2) 被共済者の請求に基づく通知

被共済者から電話又は郵送で請求があった場合、機構が郵送で累積掛金納付日数を通知

2 共済契約者に対する通知等

(1) 電子申請方式の場合の就労実績報告〔新規〕

- ① 共済契約者が機構に対して就労実績報告を行った場合、共済契約者は、電子申請システムから、掛金充当書をダウンロードすることができる。
- ② 掛金充当書には、当該就労実績報告に係る掛金充当日数のほか、被共済者に係る累積掛金納付日数を記載する。掛金充当書の被共済者番号と氏名は、一部伏字とする。
- ③ 掛金充当書をダウンロードできる者は、次のとおり。掛金充当書のダウンロードは、パソコンのほか、スマートフォンからも可能とする。
 - イ 掛金の払込を行った共済契約者（元請）
 - ロ 雇用主である共済契約者（下請。当該雇用主が雇用する被共済者分に限る。）
- ④ 雇用主である共済契約者は、被共済者の求めに応じて、当該被共済者の掛金の納付状況を明らかにする。

(2) 手帳の更新

- ① 手帳更新時に、本人所持用の副本を交付する。副本には、累積掛金納付日数を記載する。〔新規〕
- ② 電子申請方式導入後の手帳は、証紙貼付にも対応できるものとする。手帳更新時期の目安は、概ね、手帳交付時から 2 年後の手帳で表示する時期とする。

電子申請方式利用の留意事項（案）

1 電子申請システムの運用時間は、月曜日から金曜日までの7：00～24：00とします。土曜日・日曜日のほか、祝日、年末年始等も運用休止とします。

- 運用休止時間中は、専用サイト（WEBサイト）は開きません。電子申請システム上での作業はできません。
- 就労実績報告作成ツールは、電子申請システムと独立して運用する（インターネット接続が不要なスタンド・アローン）ため、休日、夜間の作業も可能です。

2 就労実績報告の事務処理には、就労実績報告の送信から掛金充当書の発行まで、4営業日を要します。

- 情報セキュリティを確保する観点から、共済契約者が必要事項を入力する電子申請システム（情報系）と個人情報を含む共済契約者、被共済者情報を蓄積する建退共システム（業務系）は、物理的に分離し、情報系と業務系の情報移管は、機構にてUSBメモリー等の情報記録媒体で行います。情報移管したデータの反映は、夜間に1日分の情報をまとめてバッチ処理（予め定めた処理を一度に行うこと）で実施します。
- 共済契約者が就労実績報告を機構に対して行っていただくと、機構が被共済者番号等をチェックし、2日後に共済契約者に返信します。共済契約者が返信内容を承認して機構に報告いただくと、機構が被共済者に対する掛金充当を処理します。共済契約者は、承認・報告の2日後に掛金充当書等の帳票を出力することができます。

3 雇用者に発行する掛金充当書の被共済者番号及び被共済者名は、一部伏字とします。

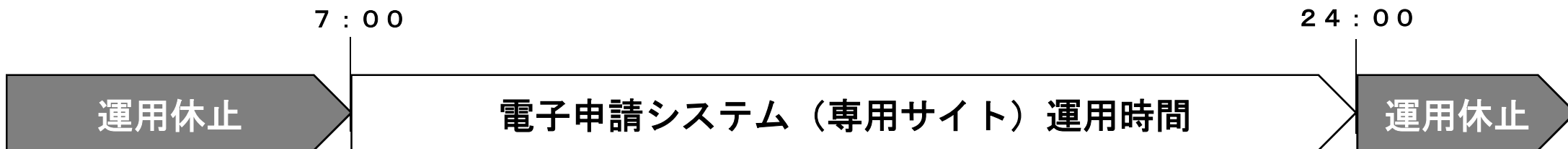
- 個人情報保護の観点から実施する措置です。なお、就労実績報告を機構に対して行い、掛金を拠出する共済契約者が承認する段階では、被共済者番号及び被共済者名は伏字としません。

（例）018808701 ケンセツ タロウ → ××××08701 ケ××ツ タ××

4 就労実績報告作成ツールを活用して、事前に共済契約者が入力した被共済者番号及び被共済者名のチェックができます（入力ミスや最新情報との整合を確認するため）。

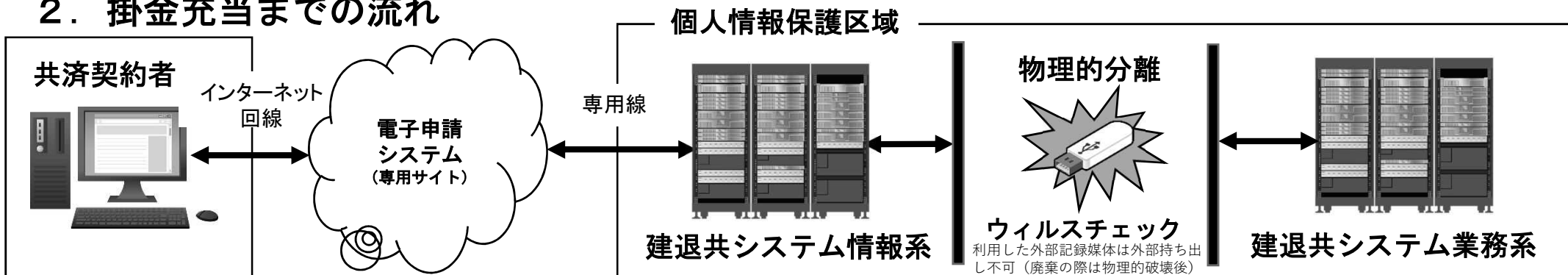
- 共済契約者が就労実績報告作成ツールに被共済者番号及び被共済者名を入力いただき、バーコード付きの一覧表を印刷して支部に持参又は郵送いただくと、支部が被共済者番号及び被共済者名のチェックを実施します。
- 就労実績報告作成ツールでバーコード付きの一覧表を印刷する機能は、令和2年11月の運用開始を目途に開発します。

1. 電子申請システムの運用時間（祝日、年末年始を除く月～金曜日）



就労実績報告作成ツール（スタンドアローン）は事業主の運用で入力作業可能

2. 掛金充当までの流れ



	共済契約者が行うこと	電子申請システム（専用サイト）	建退共システム業務系
初日	就労実績報告登録	夜間に就労実績報告の取りまとめ処理	
1日後		業務システム用連携データ出力	データ取り込み・エラーチェック（取りまとめ処理）
2日後	エラー確認 承認ボタン押下	早朝よりデータ取り込み開始、正午頃処理完了予定 夜間に承認ボタン押下情報の取りまとめ処理	専用サイト用連携データ出力
3日後		業務システム用連携データ出力	データ取り込み・掛金充当処理（取りまとめ処理）
4日後	掛金充当書 ダウンロード	データ取り込み正午頃データ反映	専用サイト用連携データ出力

3. 個人情報の保護（建退共からのシステム上の通知は全て被共済者番号と氏名の伏字とする。）

雇用主		被共済者 番号	氏名（カナ）	就労 日数
番号	名称			
6399999	〇〇建設	987654321	ケンセツ タロウ	21日
6388888	△△建設	986543210	トボク コウジ	20日
6377777	□工務店	985432109	ケンチク タレルヨ	18日

雇用主		被共済者 番号	氏名（カナ）	就労 日数
番号	名称			
6399999	〇〇建設	<u>XXXX54321</u>	<u>ケ××ツタ××</u>	21日
6388888	△△建設	<u>XXXX43210</u>	<u>ド××コ××</u>	20日
6377777	□工務店	<u>XXXX32109</u>	<u>ケ××クタ××ヨ</u>	18日

4. ツールの入力内容のチェック（ツールに入力した内容を確認依頼書として印刷し建退共に提出し誤登録を事前チェック→将来的に専用サイトでも実施予定）

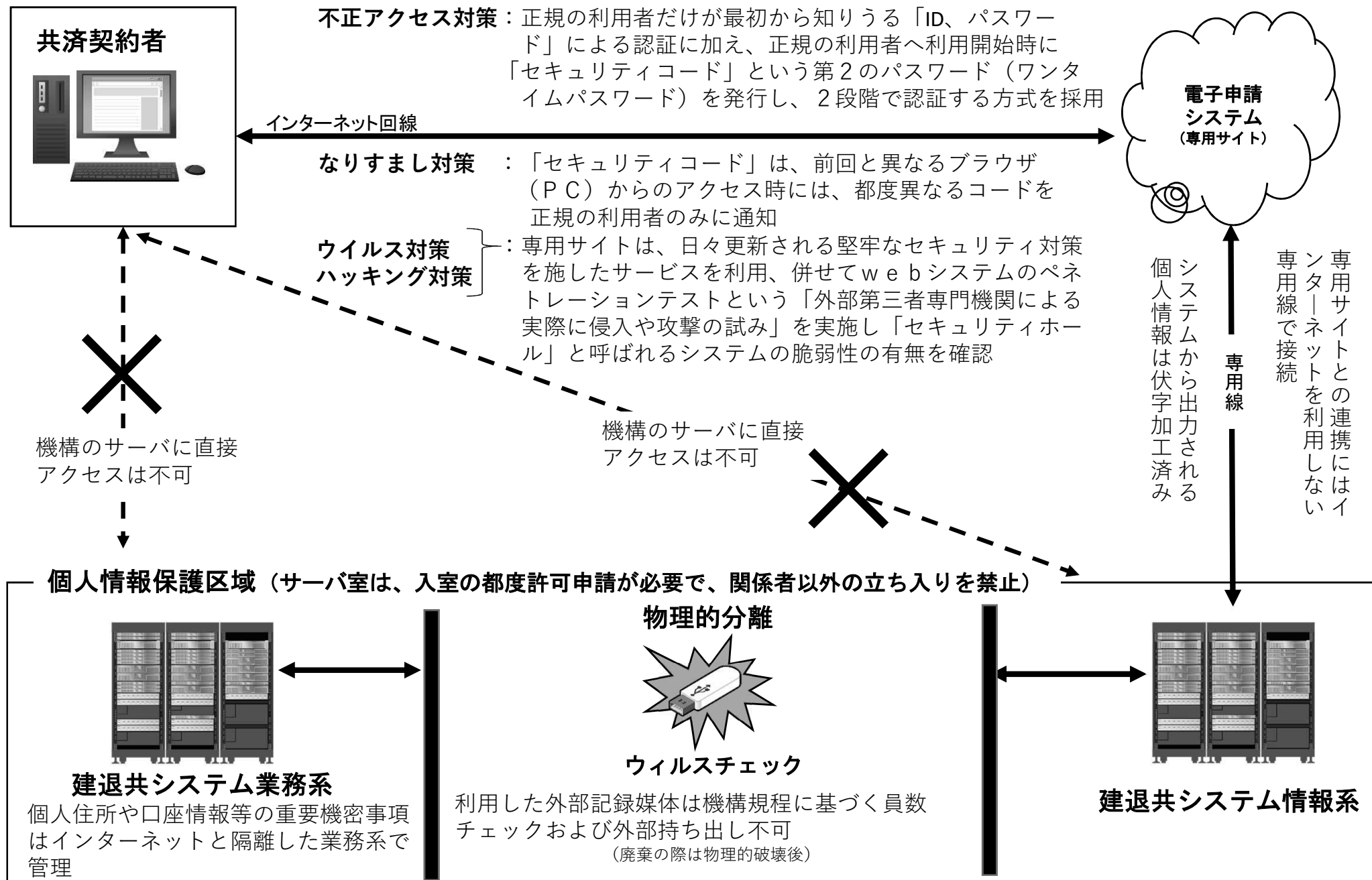
共済契約者番号		名称
6399999	〇〇建設	

No	被共済者番号	氏名（カナ）
1	984321098	ケンバジロウ
2	983210987	トウセ化
3	982109876	タイシヨクシテル

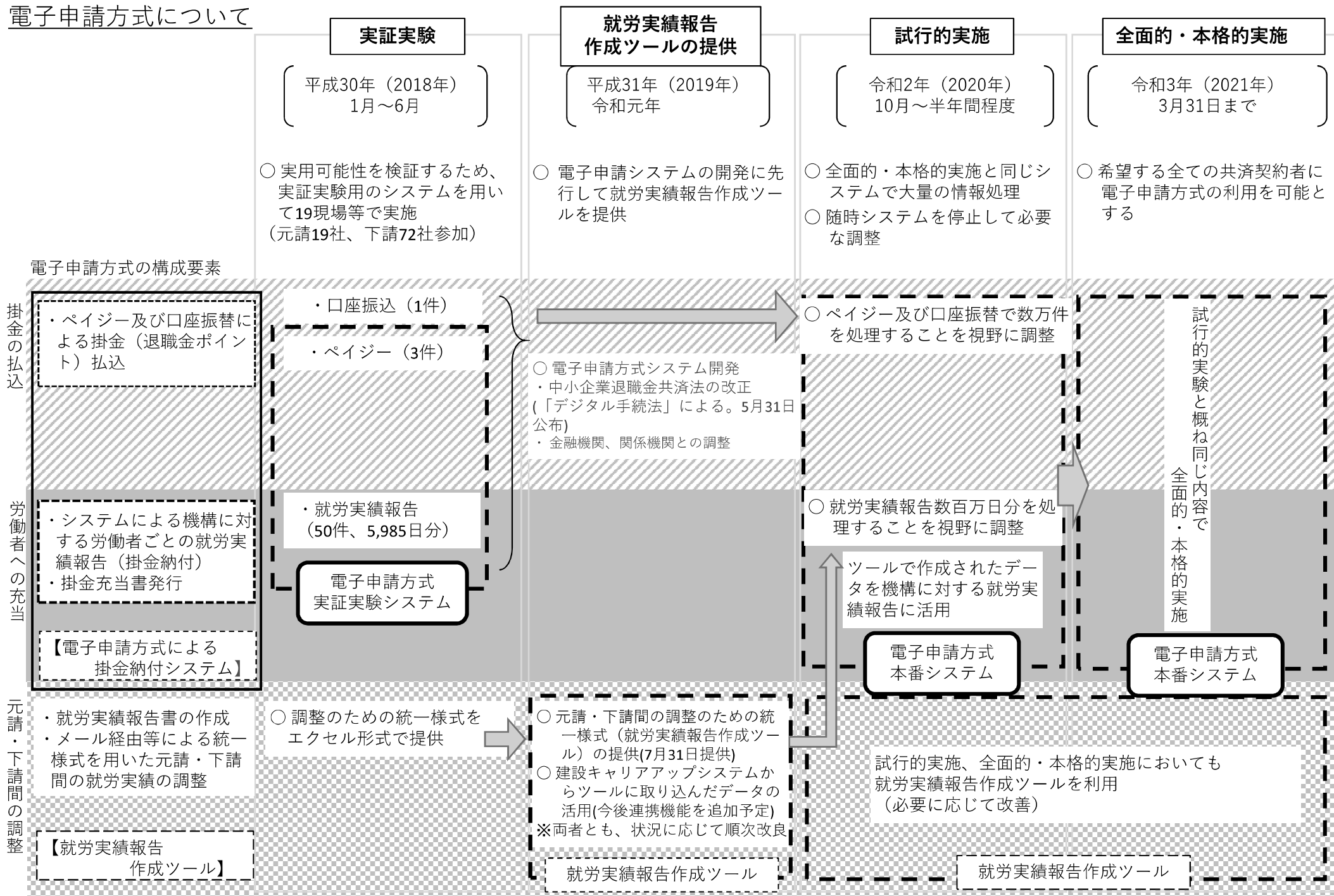
共済契約者番号	名称	確認結果
6399999	〇〇建設	○番号と名称が一致しました。

No	被共済者番号	氏名（カナ）	確認結果
1	984321098	ケンバジロウ	○番号と名称が一致しました。
2	983210987	トウセ化	×番号と氏名姓が一致しません。共済手帳をご確認ください。
3	<u>982109876</u>	タイシヨクシテル	×退職金を受領済です。共済手帳をご確認ください。

5. 外部からの不正侵入対策について



電子申請方式について





1. 証紙貼付方式と電子申請方式の事務の比較

共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減されます。

事務名	共済証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	<ul style="list-style-type: none">掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入する金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納書(紙)を発行する。	<ul style="list-style-type: none">掛金拠出者はペイジー決済または口座振替で退職金ポイントを払込む。掛金拠出者は、電子申請システムより掛金収納書(電子版)をダウンロードする。
2 就労状況報告 共済証紙の交付	<ul style="list-style-type: none">雇用者は就労状況報告書等により、就労状況を報告し、共済証紙を請求する。掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙を交付する。雇用者は、共済証紙を受け取る。	<ul style="list-style-type: none">雇用者は就労実績報告作成ツールで就労状況を報告する。掛金拠出者は、就労実績報告作成ツールで就労状況を確認する。掛金拠出者は、電子申請システムで雇用者から申請され、承認した就労状況データを建退共に送信する。
3 共済証紙の 貼付・消印	<ul style="list-style-type: none">雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付し、消印する。	<ul style="list-style-type: none">なし
4 証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管	<ul style="list-style-type: none">掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証紙受払簿に記入する。雇用者は、証紙受給、証紙交付、証紙貼付情報を証紙受払簿に記入する。掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を管理・保管する。	<ul style="list-style-type: none">掛金拠出者と雇用者が電子申請システムから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認する。

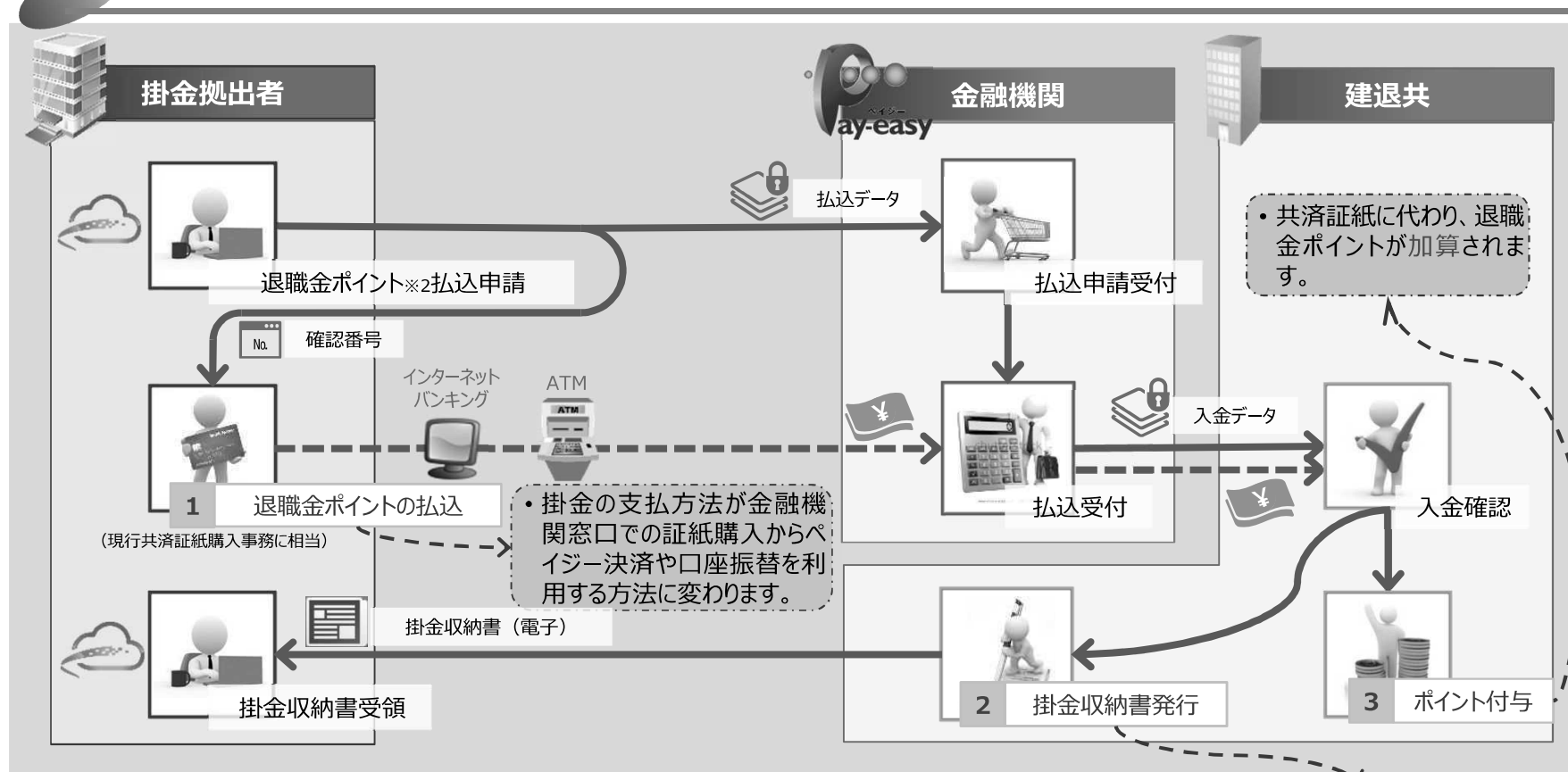
※ 掛金拠出者とは、下請から掛金納付事務を受託して、共済証紙を購入（証紙貼付方式）または、退職金ポイントを払込む（電子申請方式）者（いわゆる元請）



2.- 1 電子申請方式の具体像 (1/2)

共済証紙が電子化され、退職金ポイントに生まれ変わります。退職金ポイントの払込は電子決済で行います。

1 掛金払込 (ペイジーによる電子決済※1)



※1. ペイジー決済以外に口座振替による退職金ポイントの払込方法を利用することができます。

※2. 退職金ポイントは共済証紙に代わる新しい掛金納付方法です。建退共へ証紙相当額を事前払込することでポイントを取得できます。

• 掛金収納書は建退共から電子ファイルで発行されます。

【凡例】 → データの流れ ⇨ お金、書類の流れ ☁ 専用サイト使用

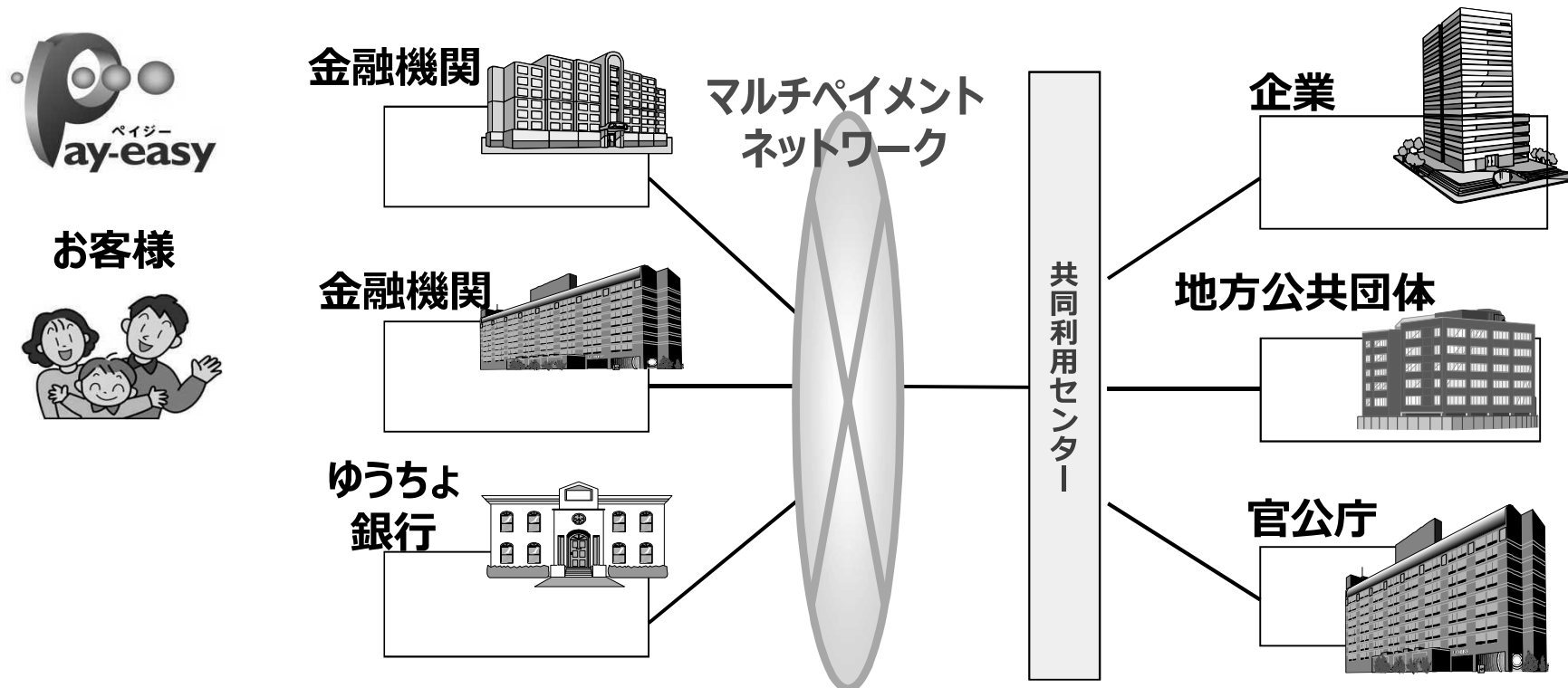


参考（1）Pay-easy（ペイジー）収納サービスの概要

マルチメントネットワーク（※）を活用し、販売代金等の各種料金を金融機関が提供するインターネットバンキング、モバイルバンキング、A T Mから収納できる決済サービスです。

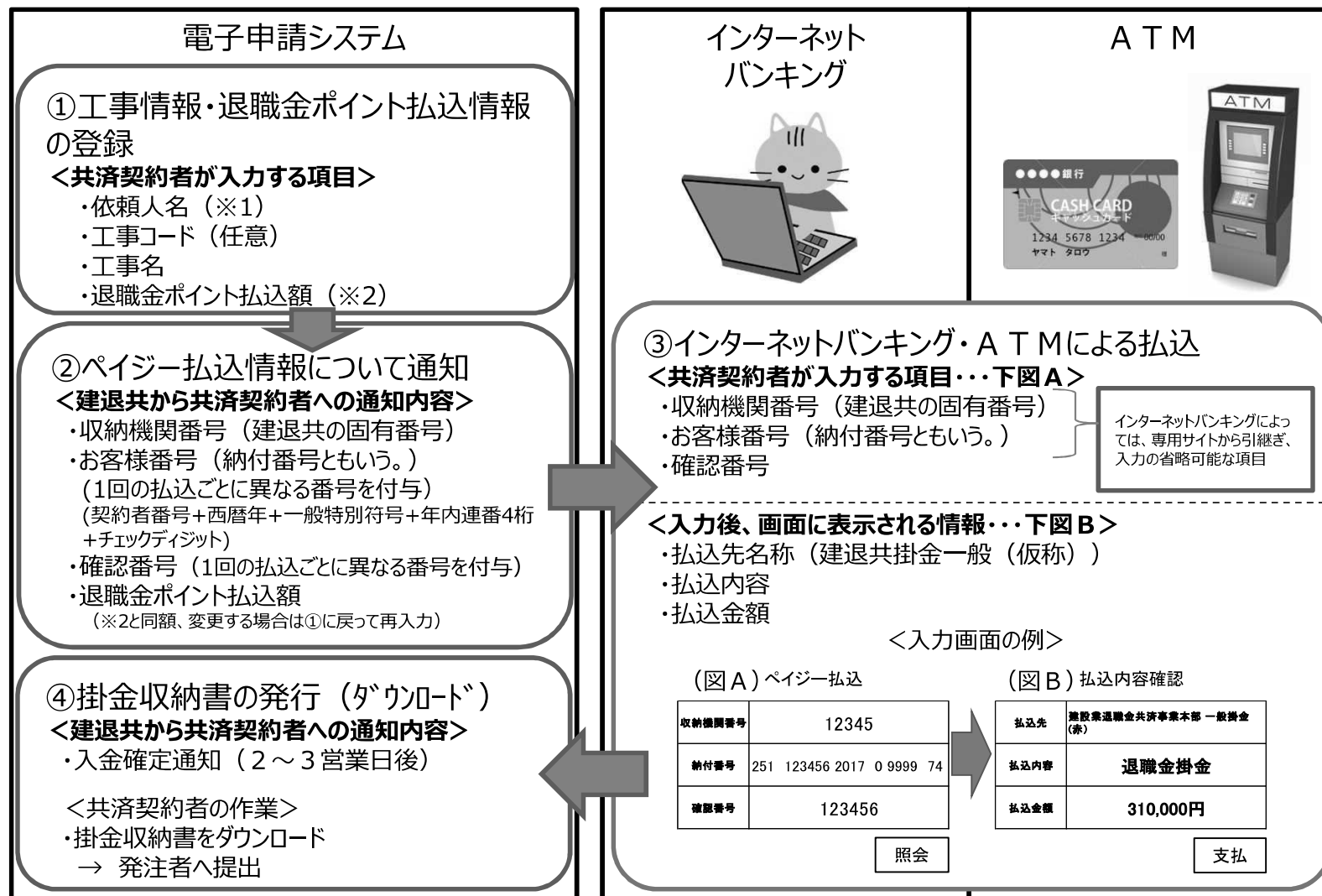
（※）マルチメントネットワークとは

- 国内のほぼ全ての金融機関が共同して設立した日本マルチメントネットワーク運営機構が運営するネットワークです。
- 官民共通の決済インフラとして、参加する金融機関にかかわらず統一インターフェースで利用することができます。
- 既に、一部の税金・公共料金や通信販売等の代金回収で本サービスが利用されております。





参考 (2) ペイジーを活用した払込



※ 依頼人名は共済契約者名を既定値とするが、共同企業体 (JV) 等、受注者の名称が企業名と異なる場合は、別途入力。



参考 (3) 口座振替による払込

電子申請システム

① 口座振替の申込み

- ・口座振替申込書は、電子申請システムからダウンロード・記入押印の上、建退共本部に郵送
- ・振替口座は本店や支店等共済契約者の経理の管理単位に応じて複数申請が可能

③ 口座振替の方法

<月々の定額による口座振替>

- ・退職金ポイント払込額（月額）を予め登録し、毎月26日に、定額を共済契約者の口座から振替える
- ・退職金ポイント払込額は、11営業日前までは変更可能

<随時の申込日の指定額による口座振替>

- ・定額とは別に、臨時に退職金ポイントを払込む場合は登録から11営業日以降の12日又は26日に口座振替

※ 定額による口座振替の金額はゼロとし、指定額による口座振替のみを選択することも可能

⑤ 掛金収納書の発行（ダウンロード）

<建退共から共済契約者への通知内容>

- ・入金確定通知（2～3営業日後）

<共済契約者の作業>

- ・掛金収納書をダウンロード
→ 発注者へ提出

機構の事務

② 振替口座の登録

- ・建退共本部を経由し金融機関へ口座振替申込書を郵送し、約1カ月後から振替が可能
- ・振替可能となり次第電子申請システムにて通知

次の事項について検討中

（現行） 掛金収納書は発注者に対し、工事契約締結1か月以内に提出する。

（見直し案） 機構が発行する掛金口座振替申込受付書を受注者が発注者に提出したときは、掛金収納書の提出期限は掛金口座振替申込受付書の提出後、40日以内とする。

留意事項

④ 掛金収納書の取扱

<月々の定額による口座振替>

- ・発注者名、工事番号及び工事名を記載することができない。

<随時の申込日の指定額による口座振替>

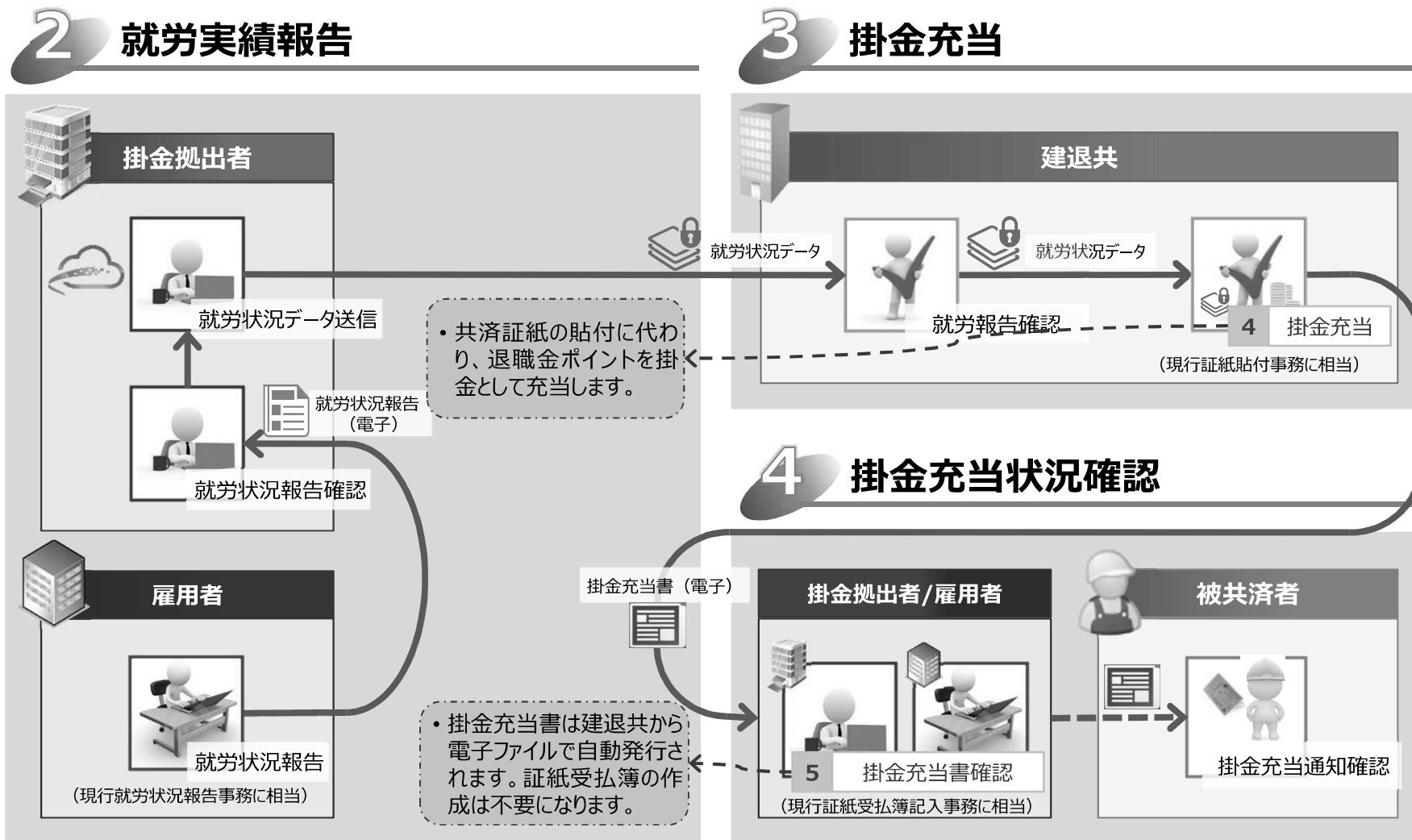
- ・発注者名、工事番号及び工事名を記載することができる。

※ 定額による口座振替を選択した場合において、預金残高不足による振替が不能となった場合は、翌月に加算して再請求。振替不能が3回連続して生じた場合は、定額による口座振替を停止。



2.-2 電子申請方式の具体像 (2/2)

証紙貼付や証紙受払簿の記入などの事務がなくなり、掛金充当情報をオンラインで確認できるようになります。

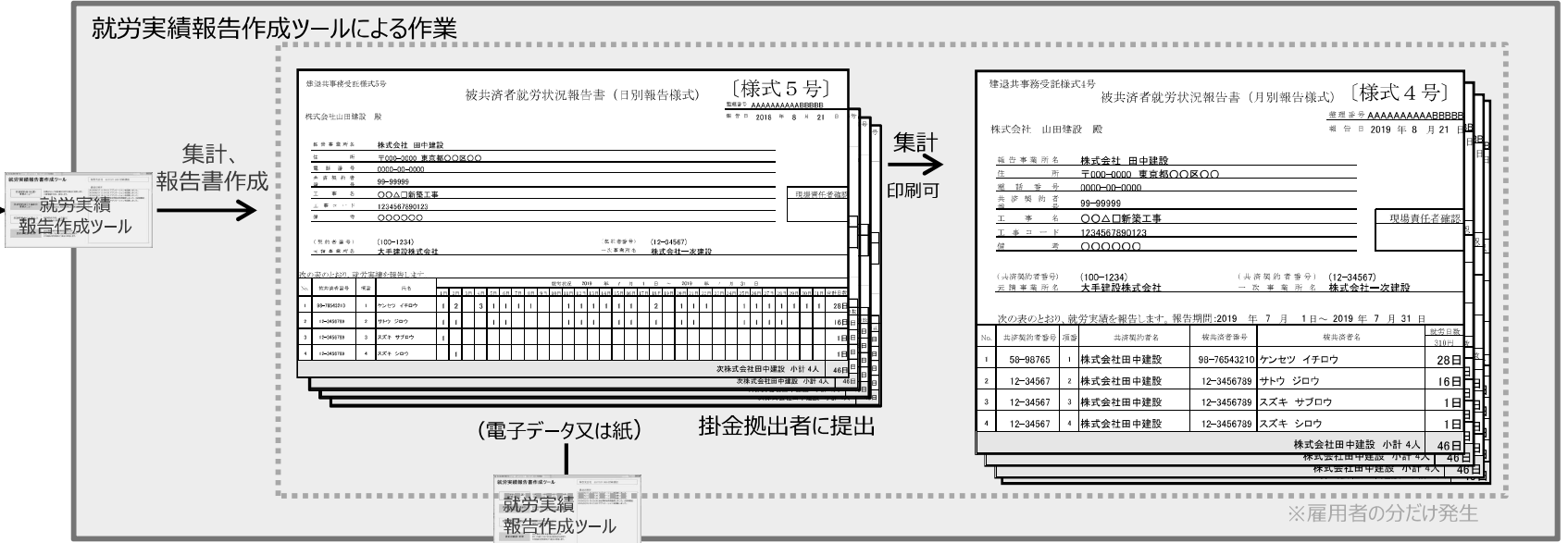




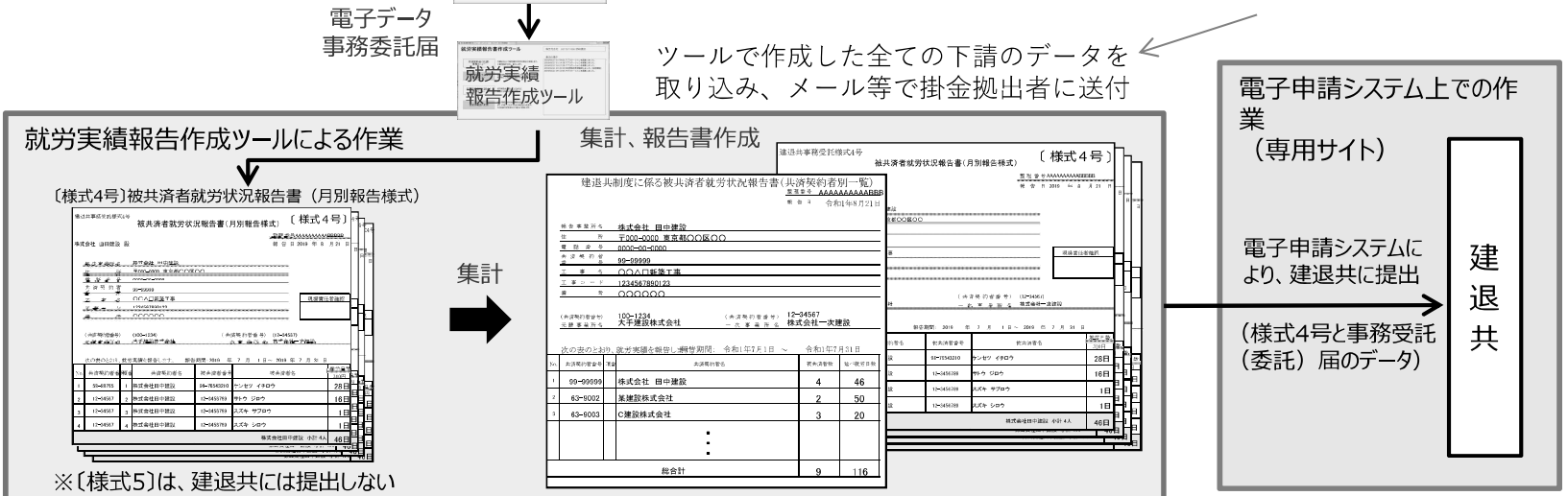
参考 (4) 電子申請方式における掛金拠出者・雇用者間の 請求事務イメージ (案)

雇用者の事務

- 建設キャリアアップシステム等
- 勤務日報表
出面集計表等



掛金拠出者の事務

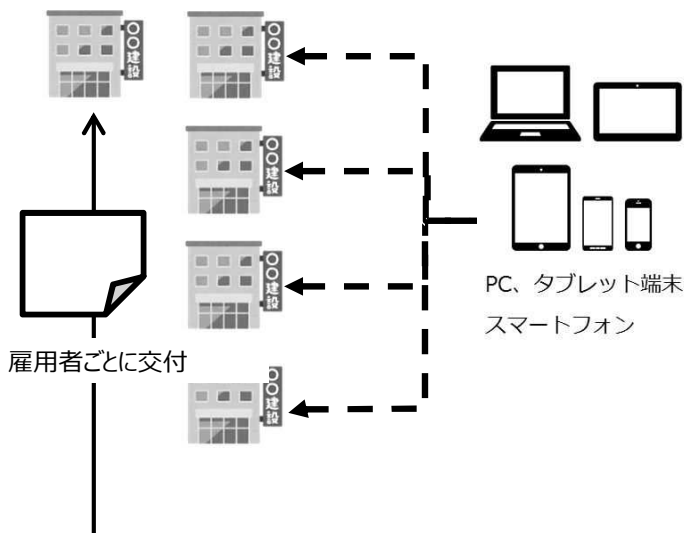


※〔様式5〕は、建退共には提出しない



参考 (5) 電子申請方式における掛金拠出者・雇用者に対する掛金充当通知イメージ (案)

雇用者への通知



電子申請システムを利用できる雇用企業は、直接閲覧することが可能

掛金充当状況通知書

株式会社 田中建設 限 令和 元 年 8 月 27 日

共済契約者番号 99999999 工事コード 1234567890123 元請企業番号 6300001

発注期間 2019年7月 工事名 ○○○○新築工事 元請企業名 株式会社 山田建設

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

合計掛金額 (310円) 合計金額

46日分	¥14,260
------	---------

№	掛金拠出者番号	掛金拠出者名	元請の掛金拠出日数	元請の元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数
1	123456789	〇〇〇 〇〇〇	28日分	42日分	30円	60円	120円	180円	240円
2	123456788	〇〇〇 〇〇〇	16日分	37日分					75円30分
3	123456787	〇〇〇 〇〇〇	1日分	5日分					42円90分
4	123456786	〇〇〇 〇〇〇	1日分	5日分					35円80分
5									35円80分
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

建退共から提供
(電子申請システム
からダウンロード)

掛金拠出者への通知

掛金充当状況通知書

株式会社 田中建設 限 令和 元 年 8 月 27 日

共済契約者番号 99999999 工事コード 1234567890123 元請企業番号 6300001

発注期間 2019年7月 工事名 ○○○○新築工事 元請企業名 株式会社 山田建設

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

合計掛金額 (310円) 合計金額

46日分	¥14,260
------	---------

№	掛金拠出者番号	掛金拠出者名	元請の掛金拠出日数	元請の元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数	元請の掛金拠出日数
1	123456789	〇〇〇 〇〇〇	28日分	42日分	30円	60円	120円	180円	240円
2	123456788	〇〇〇 〇〇〇	16日分	37日分					75円30分
3	123456787	〇〇〇 〇〇〇	1日分	5日分					42円90分
4	123456786	〇〇〇 〇〇〇	1日分	5日分					35円80分
5									35円80分
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

※被共済者ごとの掛金充当通知については、共済契約者の求めに応じ、被共済者番号及び被共済者名が特定できないように、一部伏字にして電子申請システムからダウンロードできるようにすることを検討。

掛金充当状況通知書

株式会社 田中建設 限 令和 元 年 8 月 27 日

共済契約者番号 99999999 工事コード 1234567890123 元請企業番号 6300001

発注期間 2019年7月 工事名 ○○○○新築工事 元請企業名 株式会社 山田建設

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

合計掛金額 (310円) 合計金額

46日分	¥14,260
------	---------

掛金充当書 (元請企業)

株式会社 山田建設 限 令和 元 年 8 月 27 日

共済契約者番号 63-00001

工事名 ○○○○新築工事

工事コード 1234567890123

発当月 2019年7月

貴社の工事勘定(○○○)から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

通常日数 (310円)	合計金額
116日分	¥35,960

建退共から提供
(電子申請システム
からダウンロード)

建退共電子申請専用サイト

就労実績報告作成ツールの使い方

1 元請・下請間の就労状況報告統一様式

2 電子申請方式の下で、個々の被共済者（労働者）に掛金を充当するための機構に対する報告の様式

1 証紙貼付方式での使い方：元請・下請間の就労状況報告の統一様式

(1) 就労実績報告作成ツールで入力

- ・日別報告（様式5号）から月別報告（様式4号）を自動作成
- ・CCUSのデータを取り込んで日別報告（様式5号）を作成する機能を開発中（令和2年秋頃の試行的実施の開始時まで）
- ・元請、中間下請が報告を作成した場合、契約者別一覧表も自動生成

(2) エクセル入力

- ・被共済者番号、被共済者名等の入力情報を繰り返し活用することが可能

(3) 様式をダウンロードして記入

2 電子申請方式での使い方：個々の被共済者（労働者）に掛金を充当するための機構に対する報告の様式

○1 (1)の就労実績報告作成ツールで作成された月別報告（様式4号）に契約者別一覧表を付して、機構に対して報告

(1) 元請が掛金を拠出する場合

元請は、下請から集めた日別報告（様式5号）を月別報告（様式4号）の形とし、下請分を取りまとめ、契約者別一覧表を付して、機構に対して報告

(2) 雇用者である事業主が掛金を拠出する場合

事業主は、月別報告（様式4号）に契約者別一覧表を付して、機構に対して報告

○就労実績報告作成ツールの統一様式については、令和元年7月末に機構のHPで公表（CCUSとの連携の部分を除く）

○機構のHP公表と同時に、就労実績報告作成ツールに関する問い合わせを受け付けるコールセンターを開設

建退共事務受託様式4号
 被共済者就労状況報告書 (月別報告様式)

建退共事務受託様式4号

被共済者就労状況報告書 (月別報告様式)

整理番号

殿 報告日 年 月 日

報告事業所名	所	掛金納付についての 事務を委託します。
住	所	
電話	番号	就労実績の集計に建設 キャリアアツプシステム を活用しています。
共済契約者番号	号	
建設キャリアアツプシステム 事業者ID	D	

工事名		現場責任者確認 印
工事コード	ボ	
建設キャリアアツプシステム 現場ID	ID	
備考		

(共済契約者番号) _____ (共済契約者番号) _____
 元請事業所名 _____ 一次事業所名 _____

次の表のとおり、就労実績を報告します。

報告期間： 年 月 日～ 年 月 日

No.	共済契約者 番号	項番	共済契約者名	被共済者 番号	被共済者名	就労日数	
						310円	CC US
総合計							

※ 建設キャリアアツプシステム登録技能者は、CCUS欄に「○」印を記載
 (注) 説明資料用に、各項目の文字を拡大表示しています。

(注) 事務委託及びCCUS関係事項は、本年秋季以降に追加の予定。

建退共事務受託様式5号 被共済者就労状況報告書（日別報告様式）

建退共事務受託様式5号

被共済者就労状況報告書（日別報告様式）

整理番号
報告日 年 月 日

_____ 殿

報告事業所名
住 所
電 話 番 号
共 済 契 約 者 番 号
建設キャリアアップシステム事業者ID
工 事 名
工 事 コ ー ド
建設キャリアアップシステム現場ID
備 考

(契約者番号)
元請事業所名

(契約者番号)
一次事業所名

掛金納付についての 事務を委託します。
就労実績の集計に建設キャリアアッ プシステムを活用しています。
現場責任者確認
印

次の表のとおり、就労実績を報告します。

No.	被共済者番号	項番	氏名	就労状況																															CC US	
				年 月 日 ~												年 月 日																				
				1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	合計日数		
総合計																																				

※ 建設キャリアアップシステム登録技能者は、CCUS欄に「○」印を記載
(注) 説明資料用に、各項目の文字を拡大表示しています。

(注) 事務委託及びCCUS関係事項は、本年秋以降に追加の予定。

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 (共済契約者別一覧)

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 (共済契約者別一覧)

整理番号
報告日 令和 年 月 日

報告事業所名 _____

住 宅 _____

電 話 番 号 _____

共 済 契 約 者 番 号 _____

工 事 名 _____

工 事 コ ー ド _____

備 考 _____

(共済契約者番号) _____ (共済契約者番号)
元請事業所名 _____ 一次事業所名 _____

次の表のとおり、就労実績を報告します。

報告期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

NO,	共済契約者番号	項番	共済契約者名	被共済者数	延べ就労日数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

(注)説明資料用に、各項目の文字を拡大表示しています。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 新旧対照条文 (抜粋)

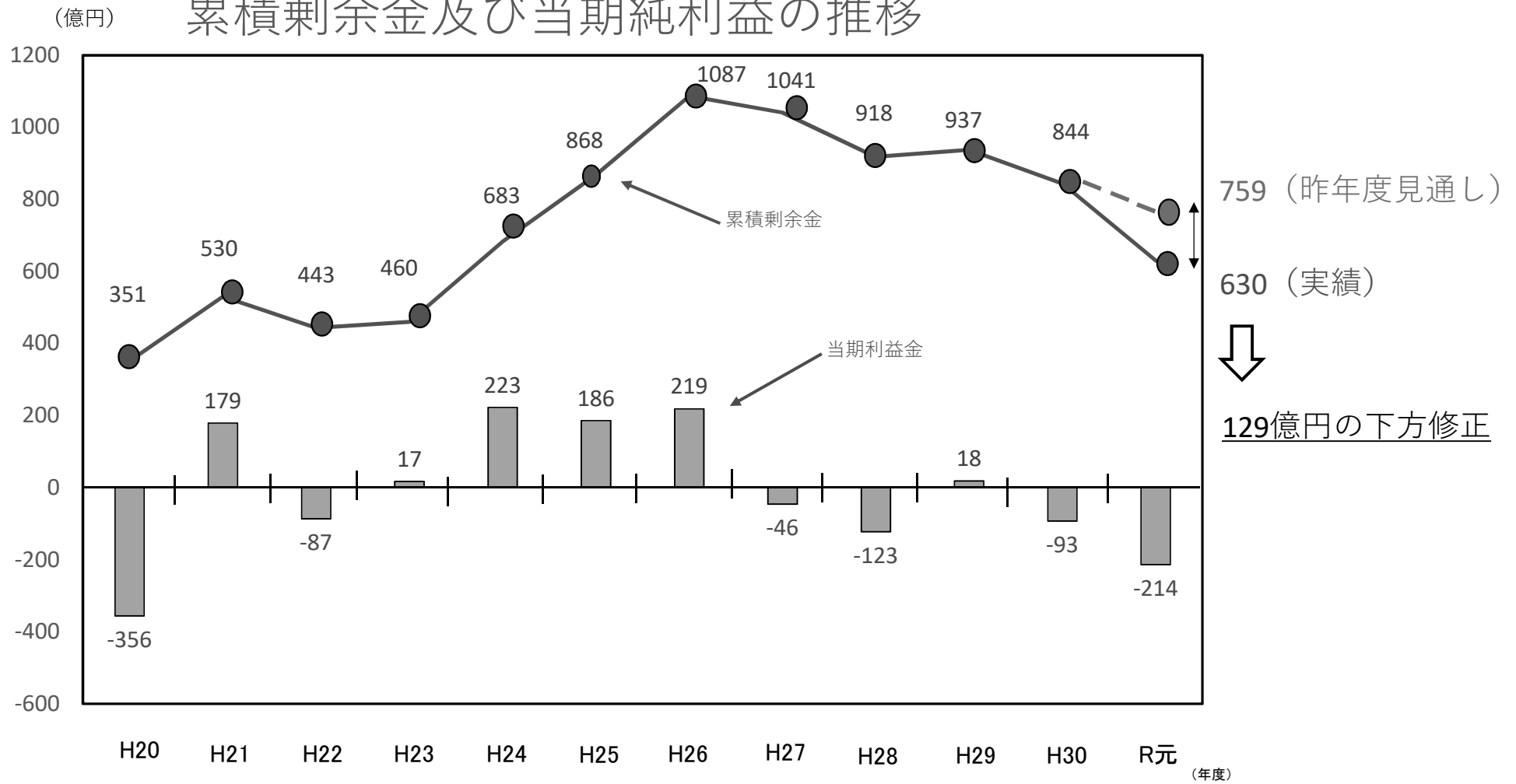
<p>6 (略)</p> <p>上ハ、現金をもちとすることができる。</p> <p>合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合</p> <p>接続した電子情報処理組織をいづ(を)を使用して、厚生労働省令で定め</p> <p>いて同じ(と)共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で</p> <p>機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項にお</p> <p>济契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組</p> <p>5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共</p> <p>ければならない。</p> <p>金共済証紙を貼り付け、これを消印することにより掛金を納付した</p> <p>4 共済契約者は、被共済に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第百四十四条 (略)</p> <p>(掛金)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ればならない。</p> <p>金共済証紙を貼り付け、これを消印することにより掛金を納付しなけ</p> <p>4 共済契約者は、被共済に賃金を支払うごと、退職金共済手帳に退職</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第百四十四条 (略)</p> <p>(掛金)</p> <p>改正前 (令和2年9月以前)</p>
---	---

○中小企業退職金共済法(昭和二十四年法律第五十六号)(抄) (第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

予定運用利回り及び掛金日額の 見直しについて

累積剰余金及び当期純利益の推移



資産構成について（建退共・給付経理）

1. 現状の資産構成（令和元年度3月末）

運用資産残高 9,866億円

自家運用	国内債券	6,179億円	(62.6%)
生保運用	普通預金等	519億円	(5.3%)
委託運用	国内債券	2,135億円	(21.6%)
委託運用	国内株式	522億円	(5.3%)
委託運用	外国債券	261億円	(2.6%)
委託運用	外国株式	250億円	(2.5%)

2. 平成17年度以降令和元年度までの金銭信託（委託運用）に係る運用の実績

	運用損失発生回数	平均運用収入	平均資産残高	平均運用収入の対平均資産残高比率
国内債券	3回	26億円	1,902億円	1.4%
国内株式	6回	28億円	498億円	5.7%
外国債券	4回	9億円	239億円	3.9%
外国株式	4回	19億円	245億円	7.7%

※資産構成について

○建退共では、運用の基本となる資産構成（基本ポートフォリオ）を次のとおり設定している。

自家運用債券	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
66.90%	22.60%	5.30%	2.60%	2.60%

（注）自家運用債券は、自家運用（国内債券）と生保運用（普通預金等）の合計

資産の値上がり・値下がり等により、現実の資産構成について、上に示した基本ポートフォリオとの乖離が大きくなった場合には、基本ポートフォリオに近づくように資産の購入や売却を行っている。

○現在の資産構成では、運用収入が不足することもあり、3.0%の予定運用利回りの中では今後毎年度100億円程度の赤字が見込まれている。運用収入を高めて3.0%の予定運用利回りの下で毎年度の損失が発生しない資産構成について、自家運用債券を概ね現状と同じ割合とする条件下で試算すれば、次のとおりとなる。

自家運用債券	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
67.10%	0.86%	22.94%	0.00%	9.10%

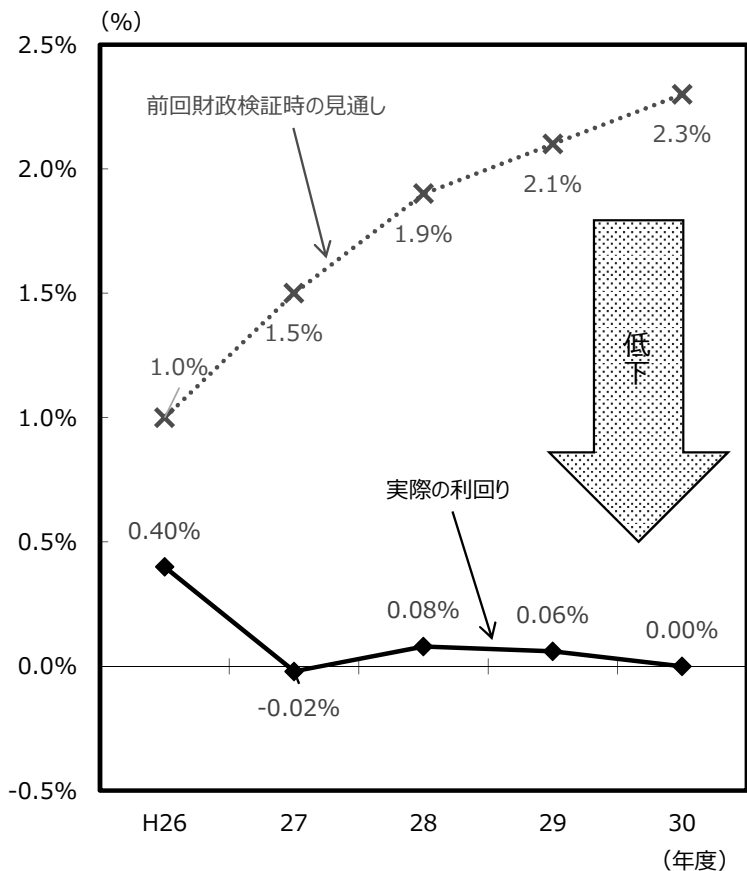
上に示した資産構成を採用した場合には、リスクが大幅に高まることとなる。サブプライム・リーマンショック時には、現在の基本ポートフォリオの下で累積剰余金が2年間で470億円減少したが、上に示した資産構成では、その減少幅は大幅に増加していたものと考えられる。

建設業退職金共済制度の財政検証について

〔令和元年12月16日 労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会提出資料より〕

3 今回の財政検証（推計）

長期金利（10年国債）の利回り

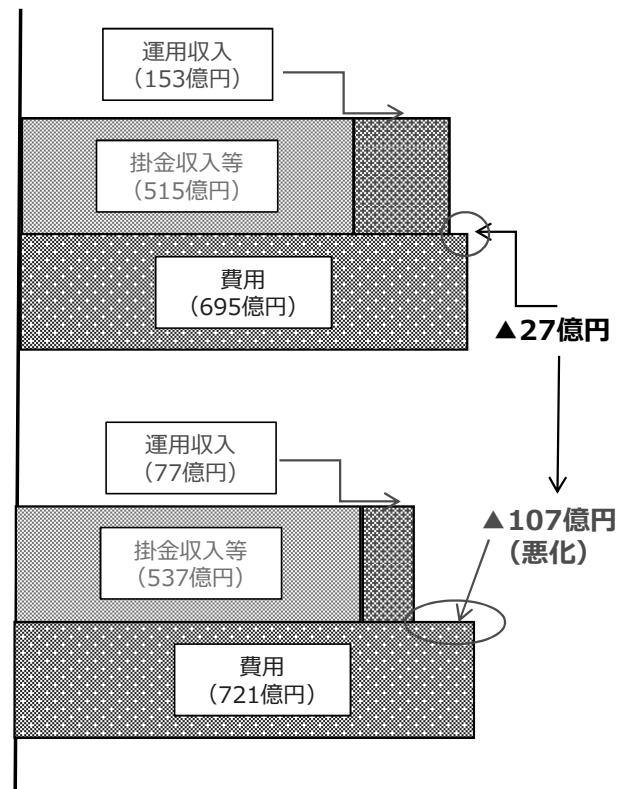


（備考）実際の利回りとは、10年国債の各年度末応募者利回りを指し、財務省HPにおける国債入札結果より作成。

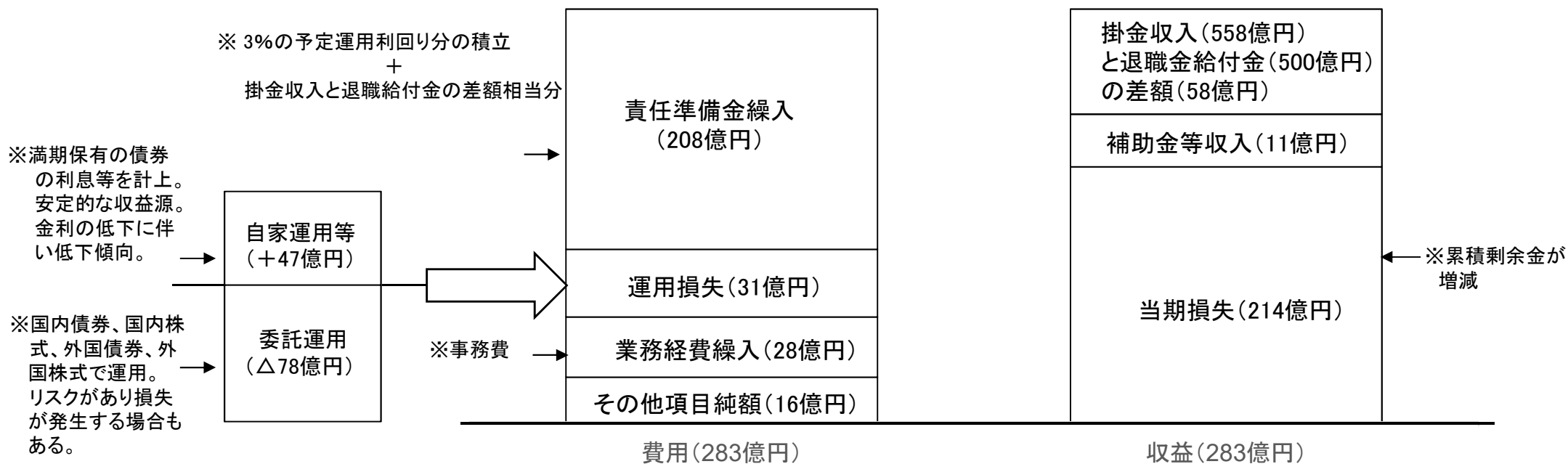
前回及び今回推計における単年度収支見通し

前回財政検証推計
(H28～30年度平均)

今回財政検証推計
(R1～5年度平均)



○掛金収入・退職金給付等を総額で示した場合の収支(給付経理・令和元年度)



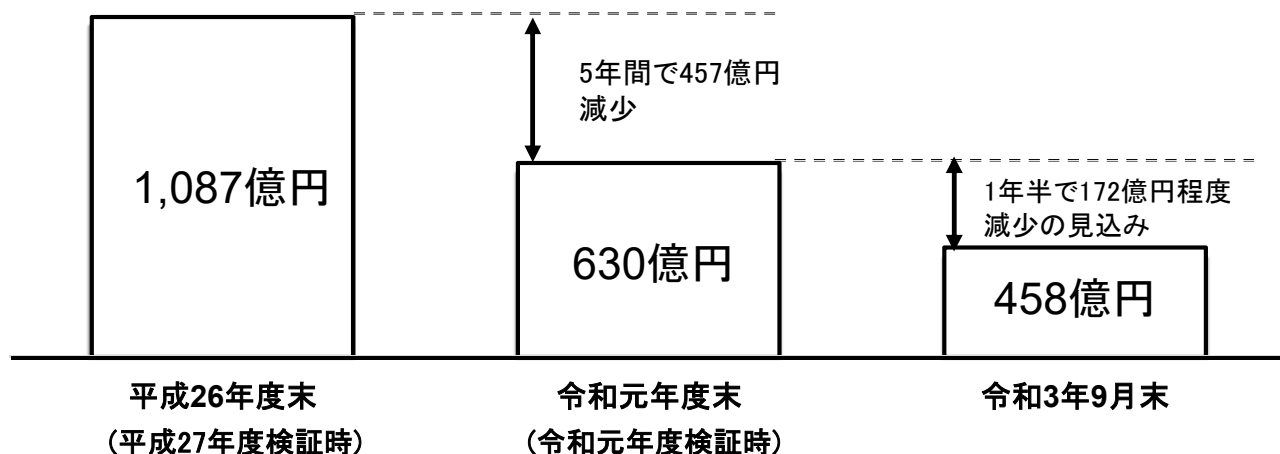
○業務経費の縮減方策

今中期計画期間中(令和4年度まで)中期計画予算から、次のとおり、業務経費を縮減する。

- 本部の業務費 5%削減
- 業務委託費(支部への配分額) 3%削減

○建退共(給付経理)の累積剰余金

- 平成26年度末時点では、建退共の累積剰余金の1%tile推定損失額に対する割合は114.7%と、リスクに見合う利益剰余金を確保し盤石の財務体質であった。一方、中退共の累積剰余金の1%tile推定損失額に対する割合は60.1%とリスクに対して脆弱な財務体質であった。
- 建退共は、平成28年4月以降、従業員に還元されるように、予定運用利回りを3.0%と中退共の予定運用利回り1.0%よりも相当に高い水準に設定したため、平成26年度から令和元年度までの5年間で累積剰余金が大幅に減少し、令和元年度末時点で、建退共の1%tile推定損失額に対する割合は51.0%と脆弱な財務体質になっており、令和3年9月末には利益剰余金は更に減少し458億円になる見込みである。中退共の累積剰余金の1%tile推定損失額に対する割合は80%とコロナショック後であるにもかかわらず、今後想定される金融ショックにも耐えられる水準。
- 低金利が続く状況下で新型コロナウイルス問題の影響もあり、建退共の予定運用利回りについて、中退共の予定運用利回りよりも相当に高い水準に維持することは困難な状況にある。



		平成26年度末 (平成27年度検証時)	令和元年度末 (令和元年度検証時)
建退共 〔予定運用利回り 2.7%→3% (平成28年4月)〕	累積剰余金(A)	1,087億円	630億円
	1%tile想定損失額(B)	948億円	1,236億円
	A/B	114.7%	51.0%
	運用資産残高(C)	9,243億円	9,866億円
	A/C	11.8%	6.4%
中退共 〔予定運用利回り 1.0%〕	累積剰余金(A)	3,801億円	3,742億円
	1%tile想定損失額(B)	6,326億円	4,675億円
	A/B	60.1%	80.0%
	運用資産残高(C)	45,767億円	49,362億円
	A/C	8.3%	7.6%

建設業退職金共済制度の財政検証（推計結果）

2 令和2年5月時点（令和元年度決算を反映）

予定運用 利回り	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期	令和3年度 下半期	令和4年度	令和5年度	令和5年度と 令和3年度上半期 との差
3.0%	844億円	630億円	519億円	458億円	397億円	275億円	147億円	▲ 311億円
2.9%	844億円	630億円	515億円	455億円	400億円	291億円	175億円	▲ 281億円
2.8%	844億円	630億円	515億円	455億円	405億円	306億円	200億円	▲ 255億円
2.7%	844億円	630億円	515億円	455億円	409億円	319億円	223億円	▲ 232億円
2.6%	844億円	630億円	515億円	455億円	412億円	328億円	238億円	▲ 218億円
2.5%	844億円	630億円	515億円	455億円	415億円	337億円	253億円	▲ 203億円
2.4%	844億円	630億円	515億円	455億円	418億円	345億円	267億円	▲ 188億円
2.3%	844億円	630億円	515億円	455億円	421億円	354億円	281億円	▲ 174億円
2.2%	844億円	630億円	515億円	455億円	424億円	364億円	299億円	▲ 156億円
2.1%	844億円	630億円	515億円	455億円	426億円	371億円	311億円	▲ 144億円
2.0%	844億円	630億円	515億円	455億円	429億円	380億円	326億円	▲ 130億円
1.9%	844億円	630億円	515億円	455億円	432億円	389億円	341億円	▲ 115億円
1.8%	844億円	630億円	515億円	455億円	435億円	398億円	356億円	▲ 99億円
1.7%	844億円	630億円	515億円	455億円	438億円	406億円	370億円	▲ 85億円
1.6%	844億円	630億円	515億円	455億円	441億円	416億円	387億円	▲ 69億円
1.5%	844億円	630億円	515億円	455億円	444億円	426億円	402億円	▲ 53億円
1.4%	844億円	630億円	515億円	455億円	447億円	432億円	414億円	▲ 42億円
1.3%	844億円	630億円	515億円	455億円	450億円	442億円	430億円	▲ 26億円
1.2%	844億円	630億円	515億円	455億円	453億円	452億円	446億円	▲ 9億円
1.1%	844億円	630億円	515億円	455億円	456億円	460億円	461億円	5億円
1.0%	844億円	630億円	515億円	455億円	459億円	470億円	477億円	22億円
0.9%	844億円	630億円	515億円	455億円	462億円	478億円	490億円	35億円
0.8%	844億円	630億円	515億円	455億円	465億円	487億円	506億円	50億円
0.7%	844億円	630億円	515億円	455億円	468億円	496億円	520億円	65億円

（※）現行の予定運用利回り（3.0%）以外の将来推計については、令和3年10月に予定運用利回りの引下げ及び掛金日額の引上げ（310円から320円）を実施。

掛金日額・退職金額について

1. 退職金額の水準（見込）（納付年数10年） (千円)

掛金日額 \ 予定利回り	3.0%	1.6%	1.3%	1.1%
310円	945,903円	878	866	855
320円	—	907	894	883
330円	—	935	921	911
340円	—	963	949	938

※ 建退共の平均納付年数は8.4年。
掛金納付年数10年未満の退職者が7割以上。

2. 中退共（一般中退）の在籍被共済者掛金月額別分布

被共済者掛金月額	分布	累計
2,000円～4,000円	0.9%	0.9%
5,000円	44.7%	45.6%
6,000円	5.2%	50.8%
7,000円	4.6%	55.4%
8,000円	5.2%	60.6%
9,000円以上	39.3%	100.0%

※ 建退共掛金日額の月額換算
(21日を1ヵ月と換算)

310円	→	月額 6,510円
320円	→	月額 6,720円
330円	→	月額 6,930円
340円	→	月額 7,140円

3. 過去の予定運用利回り引き下げ時には、同時に掛金日額の引上げを実施

平成9年	予定運用利回り	6.6%	→	4.5%
	掛金日額	260円	→	300円
平成15年	予定運用利回り	4.5%	→	2.7%
	掛金日額	300円	→	310円

4. 他の退職金制度等の動向

(1) 中退共（一般中退）

掛金月額	納付年数10年
6,000円	759,360円
7,000円	885,920円

※ 中退共（一般中退）の予定運用利回りは1.0%
付加退職金あり。支給のあった直近の年度である平成30年度の支給率 0.0044%

(2) 東京都調査（モデル退職金） （平成30年度「中小企業の賃金・退職金事情」）

建設業・高校卒・勤続10年・自己都合退職
108万9千円（平成14年度 87万6千円 平成16年度 93万1千円）

(3) 一人当たり国民所得

平成30年度 319万8千円（平成15年度 288万9千円 +10.7%）

(4) 公共工事設計労務単価

令和2年3月 20,214円（平成15年度 14,754円 +37.0%）

※平成10年度の公共工事設計労務単価は19,116円
平成10年度の建退共掛金は一日300円。

建設業退職金共済事業（建退共）退職金額比較表（試算）

（単位：円）

納付月数	改正後(320円 / 1.3%)		現行(310円 / 3.0%)		参考 差額(退職金額)
	掛金総額	退職金額	掛金総額	退職金額	
12月（1年）	80,640	24,000程度	78,120	23,436	+1,000程度
24月（2年）	161,280	161,000程度	156,240	156,240	+5,000程度
60月（5年）	403,200	414,000程度	390,600	410,781	+3,000程度
120月（10年）	806,400	894,000程度	781,200	945,903	△52,000程度
240月（20年）	1,612,800	1,933,000程度	1,562,400	2,256,366	△323,000程度
360月（30年）	2,419,200	3,039,000程度	2,343,600	3,902,745	△864,000程度
480月（40年）	3,225,600	4,268,000程度	3,124,800	6,036,723	△1,769,000程度

（注）1.この比較表は、最初から日額320円ではじめた人の場合で、証紙252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。
2.掛金納付月数が12月以上24月未満の遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。

2 建退共制度の充実に関する事項

(1) 掛金の日額

報告書においては、電子申請方式の導入に伴い検討すべき措置として、「技能と経験を蓄積した労働者がより充実した退職金を受給することができるようにするとともに、現場の労働時間等の状況に対応するため、日額310円の掛金に加えて、高額の掛金を設定することを可能とする。」と指摘している。

報告書を受けて、機構において検討が行われ、次の課題等があるとしている。

- イ 報告書では「高額の掛金」となっているが、掛金が高額となれば退職金もそれに見合って増額されるものであり、誤解を避けるため、労働者の技能及び経験を考慮して加算した掛金は「特別掛金」と表記することが適切ではないか。
- ロ 電子申請方式の被共済者のみに特別掛金を適用することは、証紙貼付方式のみの被共済者との間で公平性を欠くことになるのではないか。
- ハ 証紙貼付方式と電子申請方式の双方で特別掛金を設定する場合は、証紙の枚数確認等の事務が残るとともに、電子申請方式と証紙貼付方式双方が一人の被共済者において併用される場合も想定されるなど、機構内の事務処理は複雑化することが見込まれる。建退共制度にとって大きな制度見直しとなる電子申請方式導入に際しては、業務遂行体制を整備し、退職金支払に誤り等が発生しないようにすることが必要不可欠かつ最重要課題である。このため、まずは、個々の掛金払込み状況を的確に把握し、効率的に業務処理を行うことができる電子申請方式の円滑な導入と普及を図り、電子申請方式が定着後に特別掛金の導入を検討することが適切ではないか。

(参考) 中小企業退職金共済法
第44条

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

特別掛金について

(主な意見)

- ・本検討会において、特別掛金については、機構において以上の課題(前頁参照)に適切に対応し、次の事項に留意して、関係機関において検討を進め、早期の実現を目指すことが適当であるとした(建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書平成30年11月12日建退共制度に関する検討会)。
 - ① 労働者の権利保護を図るとともに、労働者の理解を得ることができるようにするため、特別掛金から通常掛金への引き下げには、制限を設ける。
 - ② 現場での円滑な運用が行われるよう、特別掛金には、対象となる労働者について適切な基準を設ける。
 - ③ 電子申請方式の実施状況を踏まえつつ、電子申請方式による被共済者と証紙貼付方式による被共済者の公平性に配慮する。
- ・若年者と熟練者、賃金に応じた掛金制度の導入も検討していただきたい(平成29年度近畿地方整備局との意見交換会における提案テーマ 京都府建設業協会)。
- ・電子申請方式の導入に際して、技能労働者の処遇改善のため、現在の1日310円の掛金を基本としつつ、技能・経験や現場の状況に対応した特別の掛金を設けることを可能とすること(建設業退職金共済制度の見直しに関する要望平成30年7月27日 全国建設業協会)。
- ・建設業退職金共済制度の見直しに当たっては、現在の1日310円の掛金を基本としつつ、技能・経験や現場の状況に対応した特別の掛金を設けるなど、建設技能者の処遇改善が推進されるように配慮すること(建設キャリアアップシステムの普及促進と建設業退職金共済制度の連携促進に関する要望 平成30年7月23日日本建設業連合会)。

財務問題・基本問題検討委員会委員名簿

令和2年6月30日現在

地域及び団体等	ゾロツク内支部等	委員	
		氏名	所属
北海道	北海道	岩田圭剛	北海道建設業協会 会長
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	鹿内雄二	青森県建設業協会 会長
関東甲信越	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野	浅野正一	山梨県建設業協会 会長
北陸	富山・石川	竹内茂	富山県建設業協会 会長
東海	岐阜・静岡・愛知・三重	久保田一成	岐阜県建設業協会 会長
近畿	福井・滋賀・京都・大阪 兵庫・奈良・和歌山	小崎学	京都府建設業協会 会長
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口	中筋豊通	島根県建設業協会 会長
四国	徳島・香川・愛媛・高知	久保陽生	愛媛県建設業協会 会長
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	松本優三	福岡県建設業協会 会長
全国建設業協会		山崎篤男	全国建設業協会 専務理事
日本建設業連合会		上田洋平	日本建設業連合会 常務理事
専門工事業団体		才賀清二郎	建設産業専門団体連合会 会長

財務問題・基本問題検討委員会の検討報告書

令和2年6月30日

- 1 当委員会は、令和元年11月20日、次の内容の取りまとめを行った。
 - ① 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。実施時期は、令和3年10月1日とする。
 - ② 予定運用利回りは、3.0%から引下げることとし、その範囲は、1.6%以上1.8%以下とすることが適当である。この範囲で予定運用利回りを引き下げ、実施時期は、令和3年10月1日とするよう、厚生労働省に対し要望することとする。
- 2 新型コロナウイルス問題の発生に伴う諸情勢の変化を受けて、当委員会では、建退共制度に係る財務状況に関する問題点の整理、検討を行ったうえ、制度の安定的な運営、退職金の水準及び共済契約者の掛金負担能力の視点から、退職金額等の見直しについて、下記の結論を取りまとめた。

記

- 一 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。
- 二 予定運用利回りは、3.0%から引下げることとする。その範囲は、建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進める中で、財政状況の悪化を軽減しつつも、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要があることを考慮し、1.3%以上1.5%以下とすることが適当である。
- 三 一及び二の実施時期は、令和3年10月1日とする。
- 四 次の事項に留意して、今後の建退共制度を運営するものとする。
 - ① 建設労働者の処遇改善が図られるように建退共制度の見直しを進めること。
 - ② 建設キャリアアップシステムを活用しつつ、民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進めること。
 - ③ 累積剰余金の水準等に大幅な変動が生じた場合には、速やかな検討を開始すること。

(参考) 予定運用利回りに対応して必要な累積剰余金の水準は、914億円～952億円となる。

	令和2年3月末 (実績)	令和3年9月末 (見込)
累積剰余金	630億円	458億円

令和2年8月26日

特定業種退職金共済制度における

退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成26年）には約868億円あったが、令和元年度における新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により、令和元年度末には約630億円と減少し、今後もより一層減少することが見込まれている。
- (2) その一方で、建設業業界では建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取組を進める中で、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要がある。
- (3) 以上の点を踏まえ、建退共制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げることが適当である。その際、制度の魅力を損なわないように掛金日額を10円引き上げて320円とすることが適当である。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- (4) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

(略)

3. 林業退職金共済制度

(略)

4. その他

- (1) 特定業種における経営をとりまく環境の変化及び雇用のあり方の変化がみられる中で、特定業種退職金共済制度の趣旨を踏まえつつ、安定的に持続させていくために、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。
- (2) なお、今後、金融情勢の急激な変化により大幅な利益又は損失が発生した場合には、必要に応じ、再度検討することが適当である。

以 上